

## 議案第108号

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例案

上記の議案を提出する。

令和元年12月10日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 理由

この条例案を提出したのは、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、保育室等を3階以上に設ける場合の設備の基準を改める等の必要があるによる。

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する  
条例

福岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年福岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項ただし書中「第44条第7号イからクまで」を「第44条第7号」に改める。

第13条第1項の表第44条第7号アの項を次のように改める。

第44条第7号ア	耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物）	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物
----------	--	---------------------------------------

第13条第1項の表第44条第7号ウの項の次に次のように加える。

第44条第7号エ	保育所の調理室（	幼保連携型認定こども園（就 学前保育等推進法第2条第7 号に規定する幼保連携型認定 こども園をいう。以下同じ。） の調理室（
	保育所の調理室の	幼保連携型認定こども園の調 理室の
第44条第7号オ及びク	保育所	幼保連携型認定こども園

第13条第2項中「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する」を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。